平成２８年（フ）第１２１３号
大阪市西成区鶴見橋１丁目16番34号
債務者　山本かおり
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３０号
大阪市平野区瓜破東１丁目６番５－311号
債務者　田中　良美
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０６号
東京都小平市美園町１丁目７－12－211
債務者　菊地　　元
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２８号
東京都中野区本町６丁目16－18－203
債務者　友永　京一
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２９号
東京都大田区北千束１丁目11－14－102
債務者　三津澤順子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１６９号
東京都国立市北２丁目32－２－202
債務者　鈴木　万智（旧姓小原・横川）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７０号
東京都豊島区東池袋５丁目31－４
債務者　齋藤　　実
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７１号
東京都板橋区新河岸１丁目３－４－311
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７２号
東京都葛飾区新小岩４丁目29－13－202
債務者　大場　　猛
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７３号
東京都荒川区西尾久１丁目１－７－302
債務者　萩原　　健
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７５号
千葉県柏市東３丁目５－11－101
債務者　草薙　多美（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７６号
東京都立川市西砂町５丁目33－５－101
債務者　松本　鉄平
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２０２号
東京都品川区東大井２丁目９－16－102
債務者　岩原　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２０４号
東京都杉並区和泉４丁目44－17－201
債務者　森住かつ江
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２２０号
東京都葛飾区新小岩３丁目23－１　第３柳風荘102
債務者　有村　由香（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部